第15号議案

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月18日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

母子保健法の一部改正を踏まえ、新たに実施する産後ケア事業の利用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市保健センターの管理に関する条例(昭和45年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(使用料 <u>等</u>)	(使用料及び手数料)		
第5条 保健センターの使用者は、診療報酬の算定方法(平成2	第5条 保健センターの使用者は、診療報酬の算定方法(平成2		
0年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」とい	0年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」とい		
う。) 別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内	う。)別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内		
で、 <u>別表第1</u> に定める使用料を納付しなければならない。	で、 <u>別表</u> に定める使用料を納付しなければならない。		
2 (略)	2 (略)		
3 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しよう			
とする者は、別表第2に定める利用料を納付しなればならない。			
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)		
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)		
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)		
<u>別表第1</u> (第5条関係)	<u>別表</u> (第5条関係)		
(略)	(略)		
備考 (略)	備考 (略)		

改正後		
別表第2(第5条関係)		
区分	単位	利用料
産後ケア(通所型)		
生活保護世帯	1 目	1,000円
市民税非課税世帯	1 目	2,500円
大と妻の合算所得が730万円以上の		
世帯	1 目	10,500円
上記以外の世帯	1 目	6,500円
産後ケア(宿泊型)		
生活保護世帯	1 目	1,500円
市民税非課税世帯	1 目	3,000円
大と妻の合算所得が730万円以上の		
世帯	1 目	11,000円
上記以外の世帯	1 目	7,000円
備考		
1 多胎の場合の利用料は,乳児1人	につき	き,通所型は500
円, 宿泊型は1, 500円を加算し	た額と	<u></u> さする。
2 夫と妻の所得の額の計算方法につ	いてに	は、児童手当法施行
令第3条に定めるところによる。		

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参照

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

母子保健法の一部改正を踏まえ、新たに実施する産後ケア事業の利用料を定める ため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

出産を終えた退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行うための産後ケア事業を実施するにあたり、事業を利用しようとする者が負担する利用料を次のとおり定める。(第5条及び別表第2関係)

所得区分		利用料		
		通所型	宿泊型	
生活保護世帯	1 日	1, 000円	1, 500円	
市民税非課税世帯	1 日	2, 500円	3, 000円	
夫と妻の合算所得が730万円以上の世帯	1 日	10,500円	11,000円	
上記以外の世帯	1 日	6,500円	7,000円	

- ※ 多胎の場合の利用料は、乳児1人につき、通所型は500円、宿泊型は1,500円 を加算した額とする。
- ※ 夫と妻の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条に定めるところ による。

(参考) 児童手当法施行令第3条に定める所得とは

市町村民税に係る総所得金額,退職所得金額,山林所得金額,土地等に係る 事業所得等の金額,長期譲渡所得の金額,短期譲渡所得の金額及び先物取引に 係る雑所得等の金額等の合計額から8万円を控除し,さらに市町村民税につい て一定の控除を受けた場合には,その控除の種類(雑損控除,医療費控除,小 規模企業共済等掛金控除,障害者控除,寡婦(夫)控除及び勤労学生控除)に 応じ定められた額をそれぞれ控除し,算出した額

3 施行期日

令和2年4月1日

母子保健法の一部を改正する法律(産後ケア事業の法制化)について

公布日 : 令和元年12月6日 法律番号: 令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

〇産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等(産後ケア) を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

法案概要

〇現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。

〇各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

〇実施主体:市町村

※事業の全部又は一部の委託可

〇内容:心身の状態に応じた保健指導

療養に伴う世話

育児に関する指導若しくは相談その他の援助

〇実施類型:①短期入所型

②通所型 (デイサービス型)

③居宅訪問型(アウトリーチ型)

〇実施施設:病院、診療所、助産所その他厚生労働省

令で定める施設

〇実施基準:厚生労働省令で定める基準

(人員、設備、運営等に係る基準)

対象者

〇産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、 乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 〇市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく 行う観点から、
 - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と 必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、 児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の 保健及び福祉に関する事業との連携

を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の 一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければ ならない。

施行日

○2年を超えない範囲内で政令で定める日